

監査報告書

私たち監事は、国立大学法人法（同法第35条において準用する独立行政法人通則法を含む）の規定に準拠して、国立大学法人大分大学の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第11期事業年度の業務に関して監査を実施しましたので、以下のとおり報告します。

1. 監査方法及びその内容

私たち監事は、役員（監事を除く、以下同じ）等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、役員会、経営協議会、教育研究評議会その他重要な会議に出席し、役員等から業務の報告を聴取し、必要に応じて説明を求め、重要文書等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。

また、会計監査人から報告を受け、必要に応じて説明を求めるとともに、財務諸表、事業報告書及び決算報告書について検討しました。

2. 監査の結果

- (1) 国立大学法人大分大学の業務は、法令等に従い、適正に実施されており、また、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されていると認めます。
- (2) 役員の職務執行が法令等に適合することを確保するための体制その他国立大学法人大分大学の業務の適正を確保するための体制は、適切に整備、運用されていると認めます。
- (3) 役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められません。
- (4) 会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (5) 財務諸表、事業報告書及び決算報告書は、法令等に準拠しており、国立大学法人大分大学の財政及び運営状況を正しく示していると認めます。

平成27年6月23日

国立大学法人大分大学

監事 波多野順代 

監事 古庄研二 